

明倫中学校生徒会会則

前 文

われら明倫中学校の生徒は、自己の本分を自覚し、幸福な学校生活を自主的に行うために、生徒会を組織し、この会則を制定する。

第1章 総 則

第1条 この会は福井市明倫中学校生徒会という。

第2条 この会は明倫中学校生徒全員を会員とし、会員はこの会則に認められた権利と義務をもつ。

第2章 目 的

第3条 この会は生徒の正しい自治活動に基づいて皆が力を合わせ学校生活を明朗健全なものとし、民主社会の一員としての資質を身につけることを目的とする。

第4条 この会は第3条の目的を達成するために次のことを行う。

1. 学校の共同生活を規律正しいものにし、進んで学校行事に参加して民主的な美しい校風をたてる。
2. 研究や運動の活動をさかんにし、お互いに励まし助け合う楽しい学校生活を実現する。
3. 各種の会議をさかんに開いて多数の意見をきき、選挙やその他の方法により、種々の活動を行う委員を選んで民主的な社会生活の態度を学ぶ。

第3章 活 動 機 関

第5条 この会は第3条の目的を達成するために次の活動機関を設ける。

1. 生徒総会
2. 中央委員会
3. 執行委員会
4. 常任委員会
5. 学級会
6. 部代表者会議

1. 生 徒 総 会

総会はこの会の最高議決機関で全員をもって構成し、活動方針の討議と決定、活動経過報告の承認、予算の決議、決算の承認、会則の修正等を行う。

生徒総会は毎期の始めに行う。ただし、次の場合は臨時に開くことができる。

- イ. 会員の4分の1以上の要求があった時。
- ロ. 中央委員会または執行委員会が必要と認めた時。

2. 中 央 委 員 会

この会は生徒総会に次ぐ議決機関で、代議員をもって構成し、執行委員会、常任委員会、学級会及び部代表者会議から出された議案の協議と議決を行う。

3. 執 行 委 員 会

この会は、会長、副会長、書記、会計、常任委員長、部代表者会議長をもって構成し、次の事項を行う。

- イ. 生徒総会、中央委員会で議決された事項の執行。
- ロ. 生徒総会、中央委員会に提出する議案の審議。
- ハ. 各常任委員会、学級会、部代表者会議などの連絡調整。

4. 常 任 委 員 会

次の8委員会とする。ただし必要に応じて他の委員会を設けることができる。
生活委員会、整美委員会、保健委員会 体育委員会、文化委員会、図書委員会

安全委員会、給食委員会

イ. 常任委員会は各学級より男女各1名の委員によって構成される。委員長は会長の任命とする。その他役員として副委員長、書記などをおく。

ロ. 常任委員会はおのこの事業の企画と執行のために、隔週定例の委員会を開くことを原則とする。

5. 学級会

学級会は生徒会の母体で、生徒会の議決事項を推進し、学級会の種々の計画を自主的に協議実行する。学級会は委員長（男女1名）、常任委員、その他独自の委員をおき、自主的に運営する。

6. 部代表者会議

各部の代表者（各1名）をもって構成し、部の活動方針の討議と決定、部予算の審議等を行う。互選により次の役員をおく。

代表（2名）

第4章 役員と委員

第6条 この会に次の役員をおく。任期は2年生2学期より3年生1学期までの1年間とし、任務は次の通りとする。

1. 会長1名、この会を代表し、常に会を運営する責任と権限をもつ。
2. 副会長2名（男女各1名）、会長を助け会長に事故ある時は、これを代行する。
3. 書記2名（男女各1名）、会議における出欠の確認、議事の記録、板書などをし、議決事項をまとめて報告する。
4. 会計2名（男女各1名）、この会の会計事務を処理する。ただし、現金収納は顧問教諭が行う。
5. 常任委員長各1名、各委員を統率し、その委員会の活動全般の責任を負う。
6. 部代表者2名、部代表者会議の責任者で、部代表者会議の責任を負う。

第7条 この会に次の役員をおく。任期は半年とし、任務は次の通りとする。

1. 代議員、各学級男女1名。生徒会に対する学級の意見をとりまとめて述べ、会の協議事項を学級に伝達する。学級の委員長がこれを兼任する。
2. 選挙管理委員、各学級男女1名。生徒会正副会長・書記・会計選出の事務一切を行う。学級の委員長または他の委員がこれを兼任してもよい。

第8条

イ. 以上の役員並びに委員は学校長の承認によって確定する。

ロ. 執行委員並びに常任委員長は、他の役員または委員（ただし部は除く）を兼任することはできない。

第5章 会議

第9条 この会のあらゆる会議の定足数は3分の2以上とする。

第10条 各会議は過半数決定とし、民主的に議決される。

第11条 各会議はあらかじめ顧問教諭に議題を報告する。

第12条 各会議の決議事項は顧問教諭の承認を得なければならない。ただし、生徒総会、中央委員会の決議事項は、特に学校長の承認を得てから効力を発する。

第13条 あらゆる会議は公開される。傍聴者は議長の承諾を得て発言することができる。ただし、議決には参加できない。

第14条 各会議の記録簿を備えなければならない。

第6章 選挙

- 第15条 会長、副会長は全会員が選挙する。書記、会計は会長の指名により選出する。
- 第16条 選挙管理委員会の規定は別に定める。
- 第17条 常任委員長は会長が指名し、中央委員会の承認を得る。

第7章 会計

- 第18条 本会は経費は会員の会費による。
- 第19条 会計の審査は中央委員会が行い、生徒総会に報告し承認を得なければならない。
- 第20条 本会の会計年度は4月より9月、10月より翌年3月までとする。

第8章 付則

- 第21条 この会は会の運営を円滑にするため、学校長の任命による教諭を顧問とする。
顧問はこの会のあらゆる会議に自由に出席して発言することができる。
- 第22条 この会に必要な細則や規定改廃は、それぞれの委員会が行い、中央委員会の承認を得て効力を発する。
- 第24条 この改正会則は、平成30年9月12日より実施する。